令和８年度採用　甲佐町会計年度任用職員　募集要項

甲佐町において、令和８年４月１日以降に会計年度任用職員として勤務していただける方を以下のとおり募集します。会計年度任用職員とは、定型的業務や補助的業務を担っていただく非常勤の地方公務員です。

任用を希望される方は、以下のとおり申し込みを行ってください。

１　募集職種及び採用予定人員等

別紙１のとおり

２　受験資格

募集職種一覧の資格要件等（別紙１）を満たす人で、地方公務員法第１６条の規定に基づき、次のいずれにも該当しない人。

（１）禁錮（きんこ）以上の刑に処せられ、その執行の終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

（２）甲佐町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者

（３）日本国憲法の施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

３　勤務条件等

勤務条件については原則、次のとおりですが、勤務日及び勤務時間については職種により異なる場合があります。

（１）任用期間　令和８年４月１日から令和９年３月３１日まで。ただし、別紙１に期間の定めがある場合を除く。
また、勤務成績が良好な場合、再度の任用（翌年度も任用）を２回まで行うことがあります。

（２）勤務形態　休憩時間を除いて、１週間当たり原則として３０時間以内の勤務です。
ただし、職種によっては土曜日、日曜日、祝日の勤務や夜間勤務等が発生します。

（３）給　　料　職種によって異なります（別紙１のとおり）

（４）諸 手 当　通勤手当及び期末手当（２回）を支給します。※要件を満たす場合

（５）休　　日　土曜日、日曜日、祝日、年末年始（１２月２９日から１月３日まで）
ただし、職種によって異なります。

（６）休　　暇　任用期間に応じて年次有給休暇を付与、その他特別休暇があります。

（７）社会保険　勤務時間に応じて健康保険（市町村職員共済組合）、厚生年金保険、雇用保険の適用があります。

（８）公務災害　町の非常勤職員の公務災害補償制度又は労働者災害補償保険のいずれかが適用されます。

（９）試用期間　任用後１ヶ月間（１ヶ月間の勤務日数が１５日満たない場合は、１５日に達するまで）を良好な成績で勤務したときに正式採用となります。

(10) 服　　務　地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規定の対象となります。パートタイム会計年度任用職員は、営利企業への従事（兼業）は制限されませんが、兼業を行うことによって、職務の遂行に支障をきたすおそれがある場合や甲佐町の信用を損なうようなおそれがある場合は、兼業を制限します。

４　受験手続

（１）受付期間

令和８年３月１１日（水）から令和８年３月１７日（火）まで（土日祝日を除く）

受付時間は、午前８時３０分から午後５時１５分まで（必着）

（２）申込先

甲佐町役場学校教育課　電話 096－234-0102

〒861-4696　熊本県上益城郡甲佐町大字豊内 719 番地４

（３）申込手続

甲佐町指定の申込書に必要事項を記入及び写真を貼り付け、資格又は免許要件が必要な職種については、資格証又は免許証の写しを添えて、受付期間内に前記申込先に郵送又は持参してください。

（４）申込書の請求

ア　直接取りに行く場合

「募集要項」及び「申込書」は、甲佐町役場総務課行政係に用意しています。

イ　インターネットからダウンロードする場合

甲佐町のホームページにアクセスして「募集要項」及び「申込書」をダウンロードし、印刷して使用してください。

５　選考試験の実施日及び試験方法

書類審査を行った後に、職種ごとに、必要に応じて面接試験を行います。面接試験を実施する場合は、おおむね令和８年３月２３日（月）から令和８年３月２７日（金）の間に実施予定です。日時等の詳細は別途通知します。

６　採用

合格者は、「令和８年度会計年度任用職員採用候補者名簿」（原則として名簿作成の日から１年間有効）に記載され、必要に応じて、令和８年４月１日以降、順次採用されます。

7　その他

（１）会計年度任用職員から正規職員への登用制度はありません。

（２）この選考において提出された書類は、返却いたしませんのでご了承ください。

　なお、提出いただいた個人情報は、採用に関する事務以外の目的には使用いたしません。ただし、採用者の個人情報は人事情報として使用します。

8　問い合わせ先

（１）業務内容について

別紙１記載の担当のとおり

（２）募集要項について

甲佐町役場学校教育課　電話 096－234-0102（直通）　電話 096-234-1111（代表）

〒861-4696　熊本県上益城郡甲佐町大字豊内 719 番地４